

公益財団法人 東京 2025 世界陸上財団  
利益相反管理細則

令和 6 年 4 月 1 日  
事務総長決定

(目的)

第 1 条 本細則は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）利益相反管理規程（以下「規程」という。）第 11 条に基づき、利益相反の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本細則における用語の定義は規程の定める用語のとおりとする。

(利益相反行為の対象となる取引相手)

第 3 条 規程第 3 条第二号に定める利益相反行為の対象となる取引相手は下記のとおりとする。

- 一 役職員が所属する他の企業・団体
- 二 役職員の近親者（二親等以内の者）が経営し又は役員となっている企業・団体
- 三 役職員が個人的に利害関係を有する取引先等

2 利益相反行為の対象となる取引相手には、法人のみならず、個人や任意団体も含むものとする。

(委任)

第 4 条 本細則に定めるもののほか、必要な事項は事務総長が定める。

(改廃)

第 5 条 本細則の改廃は、事務総長が決定する。

附 則

本細則は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

本細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。